

2019年11月11日

株主各位

愛媛県松山市姫原三丁目6番11号
ダイコー通産株式会社
代表取締役社長 河田 晃

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2019年10月11日開催の取締役会において、2019年12月1日（日）をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を、2019年11月30日（土）と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2019年12月1日（日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の4,396,960株から8,793,920株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 2019年12月1日（日）付をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
2. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2019年12月下旬にお届出住所宛にお送りする予定です。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。